

近世の用水組合運営とその変容

―越前国十郷用水を中心に―

黒滝 香奈

はじめに

一九八〇年代以降、盛んに議論されている近世地域社会史研究（いわゆる地域社会論）では、村々のまとまりである地域を対象に、地域運営の具体相とその運営を担った中間層に関する研究が進展してきた。久留島浩氏は幕領の組合村―惣代庄屋制に着目し、組合村は「自主的」・「民主的」な運営がなされていたことを指摘した。^①具体的には、組合村では公平な組合村入用の算用・割付が機能しており、また惣代庄屋には特権がなく、基本的には年番制であったため、惣代庄屋と組合村の庄屋は対等であったという。藪田貫氏は領主支配が錯綜した畿内を対象に、国訴の基盤には、地域的結合とそこで制定される議定があったことを検討した。^②一方で、志村洋氏は、藩領大庄屋制に着目し、藩領下における大庄屋―庄屋の合議制は一見「民主的」な合議体制かのようにみえるが、実際には、より上位の職に就く者の発言権が強かったことを明らかにし、藩領大庄屋制は近世的な身分序列関係に基づいた地域支配方式であったことを解明した。^③しかし、このような藩領大庄屋研究は、地域性を同じくする藩領中間層研究から批判されることになった。熊本藩研究では、巨大な藩領国においても村役人層を含む民間の力量を活用した地方行政システムが形成されていたことが明らかになった。^④このように、地域社会史研究においては、地域性も考慮に入れながら、地域社会の自主性・自律性と領主支配の規定性とをいかに評価するのかという

点が重要な論点となってきた。

以上の研究動向については、一国内に複数の領主が存在する領主支配の錯綜状態が近世の常態となっていた以上、このような地域における村連合の運営の実態を検討する必要があると考える。対象地域が支配錯綜地域であるという点は、藪田氏らの研究対象と重なるが、とくに問題にしたいのは、「大藩周縁地域」という地域性である。地域において核となる藩があった場合、支配錯綜地域においても、そのような藩の影響は色濃いはずである。この点については、野尻泰弘氏が「他領と接しない藩は存在せず、また人々の生活も藩領内で完結するものではない」とし、藩・藩関係を検討している。ただし、氏は地域の中心的な藩はその周囲の中小藩に影響を与えたと述べるものの、具体的には大藩と中小藩の検討を行っている。一方、本稿では、大藩の周縁部に広がる領主支配錯綜地域（中小藩や幕領、旗本領を含む）を検討対象としたい。これを検討するためには、幕藩領主の支配を契機とした地域結合ではなく、生産・生活に関わる地域結合が好材料だと考えた。^{⑤⑥}なぜなら、このような地域結合は領主支配が錯綜していることが多いからである。なかでも、大規模穀倉地帯においては、用水組合がとりわけ重要な役割を果たしていたと考えられる。

よって、本稿では「大藩周縁地域」に位置した村連合の運営、とりわけ用水組合のそれについて検討する。その際、中間層内部は対等な相互関係であったとした久留島氏に対し、中間層内部における

身分制社会特有の職階差を加味する重要性を唱えた志村氏の批判を踏まえ、組合運営を担っていた中間層内部に着目して検討する。

用水組合研究においては、組合運営の変化を論じたものは少ない。

喜多村俊夫氏は、近世初頭には一人の強力な井奉行による「中世的」な独裁統制が敷かれていたが、その後、数人による年番制となり「近世の村役人的」な管理体制に変化したことを指摘した⁷⁾。その後は、川島孝氏が畿内の用水組合の形成契機を検討した上で、組合運営を担った人々の選出方法や役割を解明したものの、組合運営の時期的変化については明らかにしていない⁸⁾。

用水組合運営の実態とその変化については、支配が錯綜した関東の荒川流域における用水組合を対象にした以下の研究もある。貝塚和実氏は、武蔵国横見郡の用水組合を管理する水守役を担った有力百姓が次第に退転し、水守役自体が組合村々全体に属する機能から一村請けの役職へと弱体化したことを明らかにした⁹⁾。

同地域の奈良堰組合の運営については、「特定の地域有力者による秩序から組合議定による秩序に変化した」ことが明らかにされた。これを踏まえて、工藤航平氏は、上記の用水組合運営の変化に伴い、組合文書が分割管理されていく様相を明らかにしており、組合運営の変化と文書管理の相互関係を指摘して興味深い¹⁰⁾。

しかし、以上の喜多村氏以来の用水組合に関する研究においては、幕藩領主による影響について十全に考慮されていない¹¹⁾。よって、用水組合の運営について、幕藩領主の影響を加味しながら、時期的変化を明らかにしていく。

上記を検討するにあたり、本稿では越前国最北部の大規模用水である十郷用水を取り上げる。西節子氏は、同用水について、井奉行による「中世的用水管理体系」から、明和期（一七六四～一七七二）に十郷惣代なども含めた「近世的用水管理体系」に変化

したことを指摘した¹²⁾。しかし、十郷惣代の内実や明和期以降の組合体制の変化については十分に検討していないため、本稿ではこの点を明らかにしていきたい。

十郷用水の基礎的情報について概観しておく（図参照）。幹線十郷用水は、大藩福井藩が城下一帯を一円的に支配した地域の周縁北部に位置し、越前国吉田郡に位置した鳴鹿大堰で九頭竜川の水を取水した。その後は、大島堰で支線高掠用水と分流し、赤金水閘までが支線磯部用水、赤金水閘以下は支線十郷用水となった。三つの支線用水からなる幹線十郷用水は約一二〇か村からなる越前国最大級の用水で、福井藩領や同預領、幕府領、丸岡藩領、複数の旗本領が含まれ、支配錯綜地域となっていた。

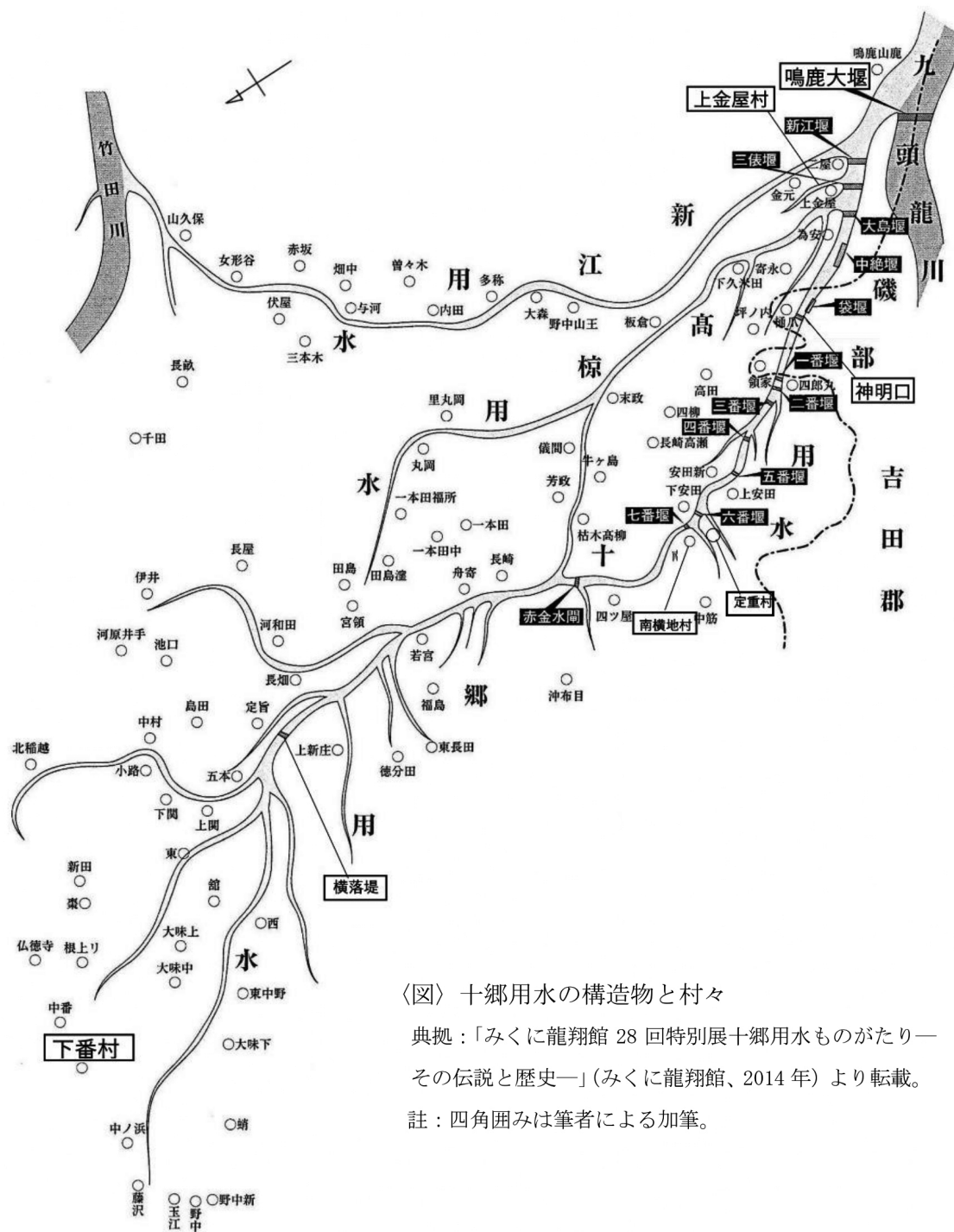
使用史料は、十郷用水を管轄した百姓身分の井奉行が残した文書群である。特に、十郷用水の最流末に居住した大連彦兵衛家文書を使用した。同家文書には、「用水御用記録」という、延享三年（一七四六）から万延元年（一八六〇）にかけて作成された井奉行としての役用記録が残されており、井奉行―惣代体制の変容を明らかにする際には重要な史料である。また、天正六年（一五七八）から天保七年（一八三六）の文書をもとに、万延元年に大連彦兵衛国政が編年整理した「家秘簿」も併せて用いた¹³⁾。

一 井奉行・惣代（惣代村）・郷中の担い手

本章では、井奉行と惣代（惣代村）の担い手と、「郷中」が示す範囲について概観する¹⁴⁾。

1 井奉行の担い手とその職掌

井奉行の呼称は、「井役」「井守」など多様であるが、井奉行に



〈図〉十郷用水の構造物と村々

典拠：「みくに龍翔館 28 回特別展十郷用水ものがたり—その伝説と歴史—」(みくに龍翔館、2014 年) より転載。

註：四角囲みは筆者による加筆。

統一する。彼らは、当初三名で、遅くとも元禄期（一六八八～一七〇三）には四名体制に移行した。移行後は、下番村大連彦兵衛家・同三郎左衛門家と、上金屋村土肥家がほぼ世襲的に井奉行を務めた。もう一名については、近世中期までは南横地村七右衛門が、それ以降は定重村吉田家が務めることが多かった。幹線十郷用水の取水口・鳴鹿大堰に関する職務には四名であつたが、支線用水関連職務には分掌があり、支線高掠用水は土肥家、支線磯部用水は南横地村七右衛門か定重村吉田家、支線十郷用水は大連両家が管轄した。土肥家にも文書は残されているが、大連彦兵衛家のような連年かつ長期的に残された役用記録はなく、本稿の分析は大連彦兵衛家文書に大きく拠っている。そのため、分析対象も支線十郷用水（約四三か村）に偏っていることをここで断っておく。

井奉行には関係領主からの給米が支給されていた。用水掛り村々を治める領主が高割で給米を負担し、その総計約一六石を四名の井奉行に分配していた。関係領主の用水支配については、福井藩には用水奉行（四名）という役職が設置されていた。一方、丸岡藩の現存する数少ない分限帳に同役は見当たらず、勘定所頭取と郡代所頭取が兼任していたようである。ただし、用水組合の村々も福井藩用水奉行も彼らのことを「用水奉行」と記しており、実質上は丸岡藩にも用水奉行（四～五名）がいたといつてよい。

両大連家の居村下番村は、幕領・福井藩領・同預領を転々とした。両大連家は、下番村を支配したことのある複数の領主や旗本役所などと折衝を行った。一方、土肥家や南横地村七右衛門、定重村吉田家の居村は一貫して丸岡藩領であり、彼らは「丸岡領井役」（井奉行）とも呼ばれ、丸岡藩藩役人と折衝を行っていた。

2 「惣代村」と「惣代」

元文期（一七三六～一七四一）になると、十郷用水の管理には井奉行だけではなく、「惣代」も関わるようになった。十郷用水関連史料における「惣代」の初出は、元文五年の「家秘簿」の記録である。そこには、「三月廿日、十郷横落堤座盛其外諸事極書」と、「十郷惣代」三名が判を押したと記されている。横落堤とは、支線十郷用水の比較的上流にある土手堤で、用水不用時には堤を崩し、春になると再修築された。このように、支線十郷用水にとって重要な構造物である横落堤の普請に関わる諸費用勘定（「座盛」）の極め書に判を押したのが「惣代」の初出である。

なお、「惣代」新設の経緯については、直接的に示す史料は現時点でみつかっていないため、推測の範囲で述べておきたい。大連彦兵衛家文書は、享保期（一七一六～一七三五）以降徐々に増え始め、延享三年から「用水御用記録」がつけられるようになり、大幅に増加する。こうした史料残存状況から考えると、享保・延享期頃の用水業務の増加が「惣代」新設の背景にあつたと想定される。ではなぜ用水業務が増えたのであろうか。これは、当該地域の支配変遷に起因すると考えられる。それまで十郷用水の支配は、福井藩領、丸岡藩領、幕領、旗本領であつた。しかし、享保五年に福井藩預所が成立したことで、福井藩領・同預領・幕府領の支配が小刻みに変化するようになる。簡潔に述べると、享保五年…一部の幕領↓預領、元文元年…全幕領↓預領、寛保三年（一七四三）…一部の預領↓幕府領、寛延二年（一七四九）…預所全廃↓幕領、宝暦十三年（一七六三）以降幕領は預領へ随時編入という支配変遷を辿る。よって、惣代新設の前後に支配の変化が多く、複数の領主間の利害調整をしていた井奉行の業務が増えたため、下役として惣代が新設されたと現時点では考えておきたい。

支線十郷用水の惣代の担い手については、結論を先取りすると、一概に個人を指すのではなく、基本的には「惣代村」として把握されていた。安永七年（一七七八）に、横落堤が切れてしまった際、近隣の小屋に「惣代村計」が寄り合い、対応方法を話し合った。また、天明三年（一七八三）には、横落堤の切り落とし時期を決める寄合に「例格惣代村々会所へ寄候」とあり、「惣代村」という史料文言が多々みられる。ただし、「惣代村」の全百姓が集まっていたわけではなく、村ごとの代表者が集まっていたと考えられる。なぜなら、「惣代村」ごとの代表者としての「惣代」が史料に現れることもあるからである。

「用水御用記録」・「家秘簿」や、大連彦兵衛家文書の一紙証文に出てくる「惣代」の人名をまとめたものが〈表1〉である（以下、「」内の番号は〈表1〉の通し番号を指す）。この表から「惣代」の担い手を考えてみると、二つの特徴が指摘できる。一つ目は、上番村藤井五郎右衛門などを除いて人的連続性がほとんどないことである。一年で交代している例も多々みられる。二つ目は必ずしも村役人層が惣代を務めているわけではないことである。この点については、宝暦二年（4・5）のみ各村の村方三役と照合でき、寛政七年（一七九五）〔13〕、文政一〇年（一八二七）〔15〕、天保一三年〔28〕、嘉永六年（一八五三）〔32・33〕は各村の庄屋と照合できた。その結果は〈表1〉の人名の下に括弧内に補足している。これを見ると、「惣代」は「惣代村」の代表者ではあるが、人選は村役人層に限らなかったことがわかる。ただし、選出方法については、史料的制約上、明らかにし得ていない。

また〈表1〉は、惣代を出した回数が多い順に左から並べた。ここから、「惣代」を輩出した「惣代村」が一定程度固定していたことがわかる。では、「惣代村」になる村にはどのような規則性がある

のだろうか。〈表2〉は、支線十郷用水村々を用水掛り高順に並べ、一番右の列に、惣代就任回数上位一五位の順位（同回数の村々は同位）を記したものである。これを見ると、惣代になった回数が多い上位一〇か村のうち八か村が、用水掛り高上位八位以上の村々と一致する。ほかの二か村は、両大連の居村である下番村と、近世中期まで幕領代官所が置かれていた東長田村である。すなわち、「惣代村」は支線十郷用水のなかで大高の村々であることが多かった。

この傾向は史料からもうかがえる。幹線十郷用水の取水口である鳴鹿大堰も、横落堤と同様、用水不用時は堰の一部を切り落とし、春前に再修築が行われていた。安永二年の普請出来時には、「大高村例格之通見分二遣候処、（中略）惣代東長田孫兵衛・上兵庫太左衛門・下兵庫権右衛門・五右衛門・下関吉兵衛・金津吉右衛門・上番五郎右衛門」^⑬と、「大高村」が「例格」の通り見分にあたっていた。さらに〈表2〉に照らすと、この「大高村」は惣代を輩出することが多い村々であったことがわかる。また、寛政一一年、鳴鹿大堰が大水で埋まった際、井奉行大連三郎左衛門は「大村計十ヶ村」を呼び出して寄合を行っており、緊急時には大高の村が十郷用水の代表として呼ばれていた。

では、支線高掠用水や磯部用水の惣代の担い手はどうであったのか。先に断った通り、両支線用水の惣代の顔ぶれを知れる史料は少なく、十分な数量分析になっていないが、天保期のそれは〈表3〉の通りいくつか判明した。これを見ると、支線十郷用水とは異なり、人的連続性がうかがえる。実際に、「用水御用記録」には、「磯部二惣代井番として安田新村弥三右衛門と申者立置候」^⑭（文化七年（一八一〇））や、「高掠郷惣代樋爪村伊左衛門替跡小黒村平右衛門出ル」^⑮（文化一四年）とあり、両支線用水の惣代が交代すると井奉行大連彦兵衛にも知らされていた。このことから、両支線用水の

惣代は、村ごとに把握されておらず、人的に把握されていたことがわかる。

支線十郷用水と高棕・磯部用水との惣代把握方法の違いの理由については現時点では明らかにできていない。ただし、支線十郷用水において大高の村が「惣代村」になりやすかった背景には、支線十郷用水は、高棕・磯部用水と比較して村高一〇〇石以上の大高の村が多いことが関係していたと推察される。村高一〇〇石以上の村は、十郷四七か村のうち一五か村、高棕五一か村のうち六か村（そのうち十郷との両掛りが三か村）、磯部二四か村のうち三か村であった。つまり、支線十郷用水には大高の村が極めて多いのである。「惣代村」に大高の村がなりやすかった理由については、村や用水の成り立ちが関わっていたと考えられるが、十全なる検討は今後の課題としたい。

3 郷中の範囲

「用水御用記録」には、「郷中」もしばしば登場する。次章以降の分析の前提として、「郷中」が示す範囲についてもここで明確にしておきたい。

結論から述べると、「郷中」は十郷用水の村々を指すとみてよい。「郷中」という語が現れやすいのは、横落割合（「盛合」、年末に行われる諸入用勘定）の時である。このような支線十郷用水全村に関わる事柄を話し合う場には、全村が参加した。

ただし、「郷中」が「惣代村」を指しているような例もある。たとえば、天保一二年は、鳴鹿大堰の普請請負人が決まらない状況で、「惣代村々持弁当、寄合致、則其節下合月喜兵衛・九郎兵衛・東古市半三郎・平左衛門（前年まで普請請負人であった人々―筆者註）前方申遣、其席へ会、郷中¹⁹為引合候」と、惣代村々の寄合の場面に、

前年までの普請請負人がやって来て、「郷中」と引き合わせたとあり、惣代村々が「郷中」と認識される場合もあったことがわかる。ただし、このような例はわずかなため、基本的には、「郷中」は用水組合村々を指すと考えてよい。

以上三節をまとめると、「郷中」の代表者が「惣代村」であり、「惣代村」の代表者が「惣代」となっていた。一般的に、「惣代」といえば、特定の人を指すが、支線十郷用水の場合は、「惣代村」の代表者であった。本文では、史料文言に沿って表記をするが、「惣代」と記している場合においても、彼らは「惣代村」の代表者である点を強調しておきたい。

この三者の関係性の変容について、大まかな傾向が鳴鹿大堰の御普請願書の作成者の変遷から明らかになる。鳴鹿大堰の毎年の修繕費（「藤杭代米」）一六石は、関係領主が高割で拠出していた。しかし、時にはこれでは賄えないような大規模な破損や経年劣化が生じ、用水組合側は領主に更なる負担を要求した。このような御普請願書は、享保一二年、寛保三年、天保一三年の三度みられた。その際の願書の作成・宛名をまとめたものが〈表4〉である。惣代の初出年（元文五年）より前の享保一二年は、井奉行や十郷用水村々全村が作成者となっている。寛保三年は、惣代初出後間もない頃であり、惣代による願書が一部みられ、井奉行は願書の奥印者に移行している。天保一三年の願書は、作成者が惣代、奥印者が井奉行と完全に固定化している。

以上から、十郷用水の組合運営の変化を概括すると、①享保期には用水管理を担う役職が井奉行のみであったこと、②寛保期には嘆願の一部を惣代の手で行うようになり、井奉行―惣代体制の成立がみられたこと、③惣代成立後の寛保期と天保期との間にも井奉行―惣代体制に何らかの変化がみられたことがわかる。本稿では、この

〈表1〉惣代の担い手

	村役人照合史料	典拠史料	肩書	大味村	下兵庫村	上番村	中番村	下番村	東長田村	上岡村	下岡村	南金津村	上兵庫村	上新庄村	河岡村	東村	中浜村	谷島村	福岡村	下新庄村	若宮村	五本村	惣分田村	中野村	森村	西村
1	元文5年		「家秘傳」2	十郷惣代	次右衛門	弥五兵衛	甚右衛門																			
2	寛保3年		大連、00180 「指上申一札之事」	十郷村々為惣代		市右衛門 (庄屋)	左次兵衛 (庄屋)	半兵衛 (庄屋)	五郎右衛門 (庄屋)		七郎兵衛 (庄屋)	理兵衛 (庄屋)	作右衛門 (庄屋)		由右衛門 (庄屋)						甚兵衛 (庄屋)					
3	寛保3年		大連、00180 「御請申証文之事」	十郷村々	次右衛門	伊兵衛	市郎兵衛		伊兵衛	平左衛門	七郎右衛門	弥五兵衛	庄右衛門		由右衛門											
4	宝暦2年	重森家、00067	「用水御用記録」1	郡中為惣代		藤左衛門 (長百姓)	吉右衛門 (長 百姓)			平次右衛門																
5	宝暦2年	重森家、00067	「用水御用記録」1	三郷惣代	次兵衛 (庄屋)	重右衛門	金左衛門 (庄屋)	甚右衛門 (庄屋)	三右衛門 (庄屋)	平次右衛門					由兵衛 (長百姓)	利兵衛 (庄屋)			弥左衛門	甚兵衛			九右衛門 (惣代)			
6	安永2年		「用水御用記録」4	惣代		権右衛門・ 五右衛門	五郎右衛門			孫兵衛		吉兵衛	吉右衛門	太左衛門												
7	安永3年		「用水御用記録」4	惣代	伊兵衛	喜三郎		次郎吉		孫兵衛		吉兵衛	四郎右衛門	嘉左衛門	仁左衛門											
8	安永7年		「用水御用記録」4	堤榮諸事世話惣代	伊兵衛	市太夫			藤左衛門	孫兵衛		吉兵衛	四郎右衛門	太左衛門	仁左衛門											
9	安永7年		「用水御用記録」4	惣代	七右衛門			伊左衛門						太左衛門	仁左衛門											
10	天明3年		「用水御用記録」4	例格惣代村々	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○									
11	天明7年		「用水御用記録」5	惣代村々	権右衛門	弥右衛門・ 権八	五郎右衛門	次郎吉・ 庄兵衛	六兵衛・ 吉右衛門	孫兵衛・ 長兵衛		吉大夫・ 源左衛門	庄右衛門	吉右衛門・ 嘉左衛門	市兵衛	儀兵衛	仁左衛門	市右衛門	平右衛門	九兵衛	甚右衛門	善四郎	長右衛門			
12	寛政4年		「(御用記録)」	惣代		権八	五郎右衛門	甚右衛門	兵右衛門		七郎兵衛	「庄屋代」	庄右衛門	加左衛門												
13	寛政7年	大連、00266	「(御用記録)」	十郷惣代			五郎右衛門 (庄屋)	次郎吉																		
14	文政9年		「(御用記録)」	惣代村々	六兵衛	惣兵衛	五郎右衛門係	嘉右衛門	彦左衛門	義助	七郎左衛門	半右衛門		忠左衛門	次郎兵衛	次右衛門	弥五兵衛	庄右衛門	利兵衛	○	庄屋	○	庄屋			
15	文政10年	大連、00216	「(御用記録)」	惣代	六兵衛	惣右衛門 (庄屋)	五郎右衛門		兵右衛門	義助	七郎左衛門				九右衛門											
16	文政10年		大連、00283	十郷村々惣代(願書)	六兵衛 (庄屋)	弥五右衛門 (庄屋)	五郎右衛門 (庄屋)	助右衛門 (庄屋)	兵右衛門 (庄屋)	喜右衛門 (庄屋)	七郎左衛門 (庄屋)			林右衛門 (庄屋)	次郎兵衛 (庄屋)	次右衛門	猪右衛門 (庄屋)		利兵衛 (庄屋)							
17	天保8年		「用水御用記録」6	惣代		与右衛門・ 弥五右衛門	五郎右衛門	嘉左衛門			弥五兵衛															
18	天保8年		「用水御用記録」6	惣代	与左衛門		五郎右衛門		兵右衛門		弥五兵衛						次右衛門							弥右衛門		
19	天保8年		「用水御用記録」6	惣代 (史料4)		勘左衛門	五郎右衛門	藤井嘉右衛門			伊右衛門	十兵衛														
20	天保8年		「用水御用記録」6	惣代		勘左衛門	五郎右衛門	藤井嘉右衛門			伊右衛門	十兵衛													孫兵衛	
21	天保8年		「用水御用記録」6	十郷助役	源左衛門						弥五 (兵) 衛						半右衛門							弥右衛門	弥兵衛	
22	天保9年		「用水御用記録」7	十郷惣代(改革惣代)		勘右 (左?) 衛 門	五郎右衛門	嘉右衛門			伊右衛門	十兵衛														
23	天保9年		「用水御用記録」7	助役	源左衛門	五左衛門	七兵衛	嘉左衛門	兵右衛門	彦左衛門	弥五兵衛	源大夫	長左衛門	忠左衛門	孫右衛門	九左衛門	半右衛門	惣市	利兵衛	長兵衛	銭兵衛	久左衛門	次郎左衛門		弥兵衛	
24	天保11年		「用水御用記録」8	十郷惣代	与左衛門	善左衛門・ 四郎左衛門	市郎兵衛	嘉兵衛		孫兵衛	作兵衛			忠左衛門・ 弥兵衛					弥左衛門		善四郎		長兵衛			
25	天保12年		「用水御用記録」8	鳴鹿塚見分入り村々 (上番村五郎右衛門と中番村藤井嘉右衛門は「年番惣代」)	七郎右衛門	弥五右衛門	五郎右衛門・ 奥左衛門・ 七兵衛	藤井嘉右衛門・ 甚右衛門	六兵衛	彦左衛門	弥五右衛門・ 七郎兵衛	源大夫	長左衛門	忠左衛門・ 次郎右衛門	孫右衛門	甚兵衛	甚兵衛	八右衛門	利兵衛	利大夫		善四郎	新兵衛			
26	天保13年		大連、00208	十郷村々惣代	七郎右衛門	源右衛門	五郎右衛門	嘉左衛門	兵右衛門		伊右衛門	十兵衛														
27	天保13年		大連、00132	惣代	七郎右衛門			嘉左衛門	兵右衛門		伊右衛門	十兵衛	次兵衛	忠兵衛		次右衛門										
28	天保13年	大連、00128	「用水御用記録」9	十郷惣代	七郎右衛門	勘左衛門	奥左衛門	嘉左衛門 (庄屋)	兵右衛門	喜左衛門	伊右衛門	十兵衛	次兵衛	忠兵衛		次右衛門		惣市				文右衛門				
29	天保13年		大連、00165	惣代					兵右衛門		伊右衛門	十兵衛		忠兵衛												
30	弘化4年		「用水御用記録」10	惣代村々	七郎右衛門	源五郎・ 清右衛門	奥左衛門	嘉左衛門	六兵衛・ 平右衛門	利左衛門	七郎兵衛	○	長左衛門	○		次郎兵衛	又右衛門	由右衛門	○	利太夫		甚兵衛	○			
31	弘化5年		「用水御用記録」10	十郷用水井組村々惣代 (願書)	与三右衛門 (庄屋)	源右衛門・ 源五郎 (庄屋)	十太郎 (庄屋)	嘉左衛門 (庄屋)	五郎右衛門 (庄屋)	喜左衛門 (庄屋)	伊右衛門 (庄屋)	長八 (庄屋)	兵四郎 (庄屋)		与三右衛門 (庄屋)	九左衛門 (庄屋)	弥五兵衛 (庄屋)		清左衛門 (庄屋)		弥左衛門 (庄屋)			九右衛門 (庄屋)	弥[] (庄屋)	
32	嘉永6年	大連、00206	「用水御用記録」12	十郷惣代		源五郎 (庄屋)			藤左衛門・ 利兵衛	伊右衛門					次右衛門 (庄屋)											
33	嘉永6年	大連、00206	「用水御用記録」12	十郷惣代	与三右衛門 (庄屋)	源五郎 (庄屋)			儀助		伊右衛門		兵四郎		次右衛門 (庄屋)									弥右衛門 (庄屋)		

典拠史料凡例)「家秘簿」・「用水御用記録」の記載の凡例については、本文註(14)参照。「(御用記録)」は、(寛政3～天保7年)「(御用記録)」(大連彦兵衛家文書、00136)。そのほか、「大連、00180」のような記述は、大連彦兵衛家文書、史料番号00180を指す。

- 註1) 惣代就任回数(2回以上)が多い順に左から並べた。
 註2) 上兵庫村・五本村・中浜村は、狭義の十郷用水と高棕用水の両掛り村である。
 註3) 村名に網掛けした上兵庫村・中浜村・福島村・若宮村・五本村は一貫して丸岡藩領である。

〈表2〉支線十郷用水の構成村と惣代村歴任回数順位

	掛高（石）	支配	惣代歴任回数順位
上兵庫	2820	丸岡藩領	10
下兵庫	2460	幕領（石田）	2
上番	2360	幕領（高森）	3
中番	1900	幕領（石田）	4
大味	1720	幕領（葛野）	1
上関	1550	幕領（葛野）	7
下関	1360	幕領（葛野）	8
金津六日町	1350	福井藩領	9
上新上	1304	幕領（高森）	11
中浜	1260	丸岡藩領	14
東長田	1250	幕領（舟寄）	6
福嶋	1172	丸岡藩領	14
徳部田	1146	幕領（舟寄）	
下番	1140	幕領（石田）	5
五本	1105	丸岡藩領	15
河間	808	幕領（石田）	12
長屋	800	丸岡藩領	
稲越	770	丸岡藩領	
若宮	730	丸岡藩領	15
東	680	幕領（石田）	13
今井	585	松岡藩領	
下新上	577	幕領（葛野）	15
西	550	幕領（石田）	
反白（谷畠）	490	幕領（高森）	14
倉垣内	446	幕領（石田）	
野中	432	幕領（石田）	
大口中	407	幕領（石田）	
伊井	400	幕領（葛野）	
河和田	400	幕領（舟寄）	
中野	399	松岡藩領	
今市	368	幕領（石田）	
新町（金津）	350	福井藩領	
東善寺	350	幕領（葛野）	
轟木	350	幕領（葛野）	
馬場	310	幕領（葛野）	
蛸渡り	290	幕領（石田）	
本堂	290	松岡藩領	
玉ノ江	260	幕領（石田）	
藤沢	246	幕領（高森）	
河原井田	220	幕領（葛野）	
新用	220	幕領（葛野）	
長畑	190	幕領（葛野）	
玉ノ木	170	幕領（高森）	
定宗	150	幕領（葛野）	
蛸ノ渡	100	幕領（葛野）	
宮ノ前	100	幕領（高森）	
新（野中）	73	幕領（石田）	
計47か村	36408		

典拠：黒滝香奈「井奉行の職掌—十郷用水の管理・運営を担う人々—」（『若越郷土研究』66巻1号、2021年）掲載の表を加工して掲載。

〈表3〉高棕・磯部郷の惣代の担い手

年号	典拠史料	肩書	為安村	樋爪村	吉政村	小黒村	女形谷村	長畝村	高瀬村	野中村	友末村	四ツ柳村
寛保3年	大連家、00180	惣代	庄屋 庄右衛門	庄屋 清左衛門	庄屋 吉右衛門	庄屋 平右衛門	庄屋 四郎右衛門	庄屋 清助	庄屋 利兵衛			
天保8年	「用水御用記録」6	高棕・磯部惣代				平右衛門				鰐淵左野	孫兵衛	与左衛門
天保9年	「用水御用記録」7	惣代										
天保13年4月	大連家、00132	惣代										
天保13年	大連家、00165	惣代										
天保15年	「用水御用記録」9	高棕惣代					勘大夫	清助				

年号	筑後村	坪之内村	山王村	上兵庫村	境村	高柳村	反保村	五本村	一本田村	与河村	稲越村	石塚村
寛保3年												
天保8年												
天保9年	弥三衛門	藤田 善大夫										
天保13年4月		善大夫	清右衛門	忠兵衛	安右衛門	与兵衛	市右衛門					
天保13年				忠兵衛	安右衛門		市右衛門					
天保15年		善大夫	清右衛門	忠兵衛	安右衛門 (磯部郷)		市右衛門	文右衛門	孫兵衛	甚兵衛	吉右衛門	新右衛門

典拠史料凡例)〈表1〉と同様。

〈表4〉御普請願書からみる用水組合運営の変容

	年月日	作成者	宛先	史料の内容	典拠史料
1	享保12年2月	大連彦兵衛・吉田・土肥(井奉行)	用水方御奉行様	大堰下崩れ上がり、川除御普請願い	「家秘簿」2
2	享保12年3月	十郷44か村	福井用水役所	大堰所大破につき、御普請願い	「家秘簿」2
3	享保12年3月	十郷34か村(預所と福井のみ)		御普請願いにつき立合見分願い	大連家、00186
4	寛保2年12月	東長田・下兵庫・上新庄・下新庄・上関・下関・東・大味・河間・下番・中番・上番・馬場・南金津ノ14か村	用水御奉行様	鳴鹿大堰下底深揚げり、湯骨御普請願い	「家秘簿」2
5	寛保3年2月	十郷村々27か村、奥書両大連	御奉行様	増藤杭願い	大連家、00177
6	寛保3年4月4日	惣代9名	—	増藤杭のため立会見分願い	大連家、00180
7	天保13年2月	十郷惣代7名(福井・預所)、奥書井番頭両大連	用水御奉行様	増御入用願いのため立会見分願い	大連家、00208
8	天保13年4月	十郷惣代7名(福井・預所)、奥書井番頭両大連	用水御奉行様	御減らしなく御入用を手当てしてくださるよう嘆願	大連家、00264
9	天保13年8月	十郷惣代(福井6名、預所3名)、奥書(井番頭両大連)	用水御奉行様	天保普請に際して、預所が出銀してくれないので嘆願	大連家、00198
10	天保13年8月	十郷惣代(福井6名、預所3名)、奥書(井番頭両大連)	用水御奉行様	天保普請に際して、福井藩が出銀してくれないので嘆願	大連家、00203

典拠史料凡例)〈表1〉と同様。

変化の内実を追っていく。その際、明和期の築争論と天保八・九年の福井藩による用水改革を画期として、以下の三期に区分した。

二 元文・明和期の井奉行―惣代体制（第一期）

当該期は、平常時の用水組合運営と紛争時に分けて、それぞれの惣代の機能をみていく。

1 平常時の惣代の機能

この時期、平常時に「惣代」が現れる例は少なく、確認できた範囲では以下の二例である。一つ目は、先述した元文五年の、「十郷惣代」の初出時（十郷横落堤座盛の極め書）、二つ目は、明和四年、鳴鹿堰の詔賃金を決める寄合に一八か村が参加したものの、決定に至らず、「為惣代」百姓二名と井奉行大連が参加し賃金を決定した際である。²⁰

明確に「惣代」という文言が見える例は少ないものの、前掲〈表1〉〈表2〉と照らすと、惣代を指していると考えられる例がある。たとえば、宝暦三年の鳴鹿堰と下流にある神明堰の詔賃金決めのため、金屋村三五左衛門方へ下兵庫村藤左衛門・権右衛門や東長田村平次右衛門、上新庄村茂兵衛、下新庄村弥右衛門、大味村源左衛門、東善寺村金左衛門、上番村市郎兵衛、下関村名兵衛、下番村仁左衛門が寄合をした。このうち、下新庄村と東善寺村以外は惣代村の常連の村々であることが前掲〈表2〉からわかる。

2 紛争時の惣代の機能

ここでは、当該期に生じた江戸出訴に及んだ二つの争論を事例に検討する。いずれも詳細は別稿を期すことにして、ここでは争論の

経過の概略を示し、惣代の機能に絞って詳述する。

先に述べた通り、十郷惣代の初出は元文五年であるが、約一〇年後、幹線十郷用水の村々を巻き込む大規模な争論が生じた。²¹寛延四年、鳴鹿大堰のすぐ下流に位置した福井藩領五領か島五か村が、対岸の山へ山稼ぎに行こうと鳴鹿大堰の一部を切り落とした。これにより、十郷用水の村々と五領か島の者の間で争いが生じた。十郷用水には複数の所領が含まれていたため、江戸出訴となり足掛け五年に及ぶ大規模争論になった。

この争論では、堰が切り落とされて間もなく、十郷用水の村々の「為惣代」上番村吉右衛門・下兵庫村藤左衛門・東長田村平次右衛門が幕領代官に堰の見分を願った。また、江戸出訴前に、幕領代官が国許で内済を図ろうとした際には、内済案の話し合いの場に井奉行のみならず惣代も招集された。さらに、江戸出訴時には、惣代として三・四名が出訴した。この際、惣代は井奉行と共に訴訟対応にあたっていた。この後の明和期の築出入において、惣代はさらに役割を拡大させていく。

明和期の築争論は、二度にわたって生じた。最初の争論では、明和五年に、井奉行土肥が福井藩領楽間村（土肥の居村上金屋村より下流に隣接）の築を発見し争うことになった。²²土肥は、井口から流末までどこにおいても築杭を打ってはならないという「川法」が存在し、それに反した楽間村の行為は「新法」である一方、自らの築は「古法」で許されていると主張した。土肥がこの主張を記した書付（以下、明和五年書付）に井奉行両大連も押印し、丸岡藩へ提出したところ受理された。

こうして明和五年の築争論は収まったが、同七年に今度は井奉行土肥と福井藩領二屋村（上金屋村より上流に隣接）が築をめぐる争うことになった。この際は江戸出訴に至り、明和五年書付に両大

連も押印していたことから、単なる土肥と二屋村の争論におさまらず、井奉行両大連や十郷用水組合も巻き込まれた。そのため、幕府評定所には両大連や十郷惣代と呼ばれ、吟味を受けることになった。明和七年争論時も、土肥は井口から流末までどこにおいても勝手に築杭を打つてはならないと主張していた。井奉行両大連も明和五年書付に連印していたため、土肥に加担していたとみなされた。そのようななか、主管奉行の寺社奉行所で、十郷惣代が川法（福井藩預領長田村）の存在について吟味を受けた。この際に十郷惣代彦左衛門（福井藩預領長田村）・吉右衛門（福井藩領金津）は、本争論の主管奉行である寺社奉行に宛てた口上書において、下流部に居住しているため、問題の場所でも築をしていくか定かではないと断った上で、「勿論右用水路川法杯と申儀も一向不存、一鉢築獵之儀ハ秋式百十日以後用水不用之節之儀ニ御座候得ハ、私共村々用水ニハ曾而相障り不申候間、以来二ツ屋村ニ^{（23）}築獵いたし候とも、又者村止候而も私共村々ニおゐて相抱り候儀一切無御座」と述べた。つまり、①「川法」は知らない、②用水不用時に築を掛けられても差障りはない、③二屋村が築を掛けても掛けなくても、私たちの村々に関係ないと主張し、井奉行土肥が主張する「川法」の存在を否定した。

翌五月に下された裁許証文の冒頭には、「訴訟方三五・与右衛門儀二ツ屋村築用水ニ障候由申立候得共、用水不用之節故、不差障候由、用水組合村々惣代之者共一同ニ申上之」と、井奉行土肥三五左衛門らは二ツ屋村の築があると通水に差障りが生じると主張したが、用水組合村々惣代が述べるには、用水不用時に築を掛けても差障りはないと記されている。このようにして、惣代らの主張が裁許結果に採用され、二屋村の築掛けは許されることになった。

以上から、明和期の争論では、「川法」や「古法」について惣代が幕府評定所で答弁をするまでに至っていたことがわかる。このよ

うな役割は本来井奉行、とりわけ訴訟方に列していなかった両大連が負うべきものではあるが、明和五年時点で井奉行土肥に同調していたがために、両大連に十郷用水村々の利害を代弁する機能を期待できなくなっていた状況によるものであった。つまり、井奉行の機能不全により惣代の機能が増加したと考えられる。

第一期をまとめると、平常時の用水組合運営における惣代の機能は、鳴鹿大堰に関わるものが多かったものの、第二期と比較すると多様な機能はみられなかった。惣代は、初出の元文五年の役割にみられるように、平常時の組合運営の場面から現出しているが、当該期における機能は紛争を通して拡大していった。宝暦争論では、井奉行の業務の補助的機能が主たるものであったが、明和争論時には、用水組合村々を代表して井奉行の意向と反する意見を述べるまでに至っていた。

三 安永期～天保七年の井奉行―惣代体制（第二期）

1 平常時の用水組合運営における惣代の機能

明和期の築争論の裁許（明和八年）後、平常時の用水組合運営における惣代の機能が増大し始める。具体的には、以下の四つの場面で、恒常的な惣代の参加・立会がみられるようになる。

①「鳴鹿見分登り」や「鳴鹿神明詔寄合」への参加

前者は毎年の修繕普請前の見分で、後者は主に鳴鹿大堰や神明口に関する普請請負賃金の決定を行うものである。いずれも第一期から行われており、宝暦六年には両方行われていたことが確認できる。^{（24）} 参集者は特定できないが、同七年には、「鳴鹿神明普請所詔」に一〇名が参加した。第二期に入って以降もしばらくは同様の記録が続くが、安永七年になると「例格村々罷出」^{（25）}となり、ついに天明

二年に「鳴鹿堀堰惣代見分三月七日遣候」、さらに「鳴鹿神明詔寄合三月九日（中略）惣代村々内不参中浜計」⁽²⁶⁾となる。つまりは、第二期に入り、このような行事の参加者の固定化（「例格」）がみられたのち、「惣代」が参加するようになる。なお、これらの寄合場所は、両大連家であることが多かった。⁽²⁷⁾

② 鳴鹿堰水戸合見分への立会

第一期の頃の鳴鹿大堰修繕後の立会見分は、丸岡藩藩役人と幕領代官所役人、井奉行で行うことが多かった。安永一〇年はこれに惣代が参加するようになった初出であり、「水戸合見分」に「丸岡より」四名の藩役人と井奉行の両大連や土肥、「惣代式人」が立合見分をした。⁽²⁸⁾

③ 横落堤に関する寄合・見分への参加

毎年切り落としと修繕を繰り返す横落堤の修繕時の見分（「水戸合見分」と、切り落とし時期を決める寄合（「井落寄合」）に惣代も恒常的に参加するようになった。前者の初出は安永三年、⁽²⁹⁾後者は天明三年である。⁽³⁰⁾

④ 鳴鹿堰や横落堤の非常時における見分や寄合への参加

①～③は毎年行われた一方、構造物に非常事態が生じ、組合村々が対応を迫られた場合もあった。例えば、安永七年は洪水により横落堤が切れ落ちたため、「切レ所寄合」を小屋で行い、「惣代村計」が参加した。⁽³¹⁾また、寛政一二年、鳴鹿堰が洪水で切れ落ちた際には、まず井奉行が見分したあと、「惣代村々へ見分」を触れた。⁽³²⁾鳴鹿堰の非常事態に関しては、このほかにも寛政元年の洪水時、「為見分惣代村々為罷登ラ申候」というように、井奉行が見分に惣代を遣わした。⁽³³⁾

2 惣代・「郷中」による井奉行のけん制

この時期、用水組合運営において井奉行の不正行為が生じると、惣代や「郷中」が反発するようになった。

井奉行の不正に対し、惣代や「郷中」が干渉を試みた場面には、大きく分けて二種類ある。一つ目は、構造物の普請にあたり指示を出し主導するべき井奉行が、その職務を怠った場合である。寛政四年、下兵庫・上兵庫・上関・下関・南金津・東善寺・上番・中番村の者が年番の大連三郎左衛門へ抗議に来たが、三郎左衛門は鳴鹿へ行き留守であったため、大連彦兵衛宅にやってきた。⁽³⁴⁾彼等は「是迄二無之堤築二」⁽³⁵⁾も苗代養水一滴も無御座、苗等者立枯二相成鉢二、⁽³⁶⁾以之外三郎左衛門殿請負等馴合二相見へ（中略）惣代村々見分二登度趣二参候」と彦兵衛に述べた。つまり、これまでになく方法の普請によって、苗代水が差し支える状況にあるとし、この状況は三郎左衛門が普請請負人らと馴れ合った故であり、「惣代村々へ配符御廻可被下」見分してほしいと彦兵衛に願った。これに対し、彦兵衛は「相役申候ハ、随分普請之儀ハ入念候申候処二、手前よりハ配符難出と申候」と、相役三郎左衛門は念を入れて普請しているといっているため、自分から配符は出し難いと述べ、その代わりに抗議をしてきた下兵庫村ほか七か村から惣代村々へ廻状を出し見分をするように指示した。このように、組合村々（「郷中」）は井奉行が普請にあたり通常通りではない方法をとったことに対して反発し、事態の改善に当たろうとした。

二つ目は、入用勘定をめぐるものである。とくに、支線十郷用水にとって重要な横落堤の「盛合」（入用勘定を行う寄合）で井奉行と惣代・「郷中」の対立が生じた。以下は、寛政元年の「用水御用記録」の記述である。⁽³⁷⁾

【史料1】

一、横落堤三郎左衛門年番二年々盛高二相成候間、郷中惣代村々相帳拵人ツ、横落堤へ相詰委細付立申候処、既ニ盛合被成出来不申処、相役欠廻り割合ハ出来申候処、又候盛高二相成、九貫目計之盛高先ハ百年以来ニも無之高盛ニ相成候故、如是留置申候也

三郎左衛門が年番を務めた年の「横落盛合」が「盛高」（高額）になっているので、惣代村々が「相帳」（確認のための勘定帳）を記した。すでに今年には相役（三郎左衛門）が駆け回り盛合を済ませているが、銀九貫という盛高は、これまでにならない高盛であると記されている。これについては、翌年、再盛合が支線十郷用水全村によりなされ、盛高銀四貫五百匁へ半減し、事態は収束した。「横落盛合」は、すでに享保期には井奉行宅で郷中相談により行われており、第二期以前から郷中の総意が反映されていたが、このように惣代村々が「相帳」を記し、井奉行の不正を明るみにさせるべく行動したことは興味深い。

このような事態は横落堤の請負権限を井奉行から郷中へ引き渡す事態へと発展する。横落堤の請負権限とは、堤の普請の手配や監督、その入用勘定における権限である。実際の普請には、普請請負人が実働したが、彼等を監督する権限を持つのが井奉行であった。以上を前提に、文政一二年の「用水御用記録」をみてみたい。³⁹⁾

【史料2】

一、三郎左衛門方春寄合三月五日、近年物入多、其上去々亥年三郎左衛門殿郷中過銀不埒ニ被成候間、当年より四年季四貫貳百匁ニ役料貳百匁其外不時入用共郷中へ引受、受負人上新庄次郎兵衛・東長田義助・上番五郎右衛門・中番弥兵衛四名前ニ⁴⁰⁾受負致度と証文取極候処、我等ニおゐてハ郷中へ一

銭も不埒不仕何を以受負を取上候哉、段々利解申候付、年季丑寅式々年ニ引縮申候

一昨年の大連三郎左衛門の不埒な盛合により、横落堤の請負を郷中に引き渡すことになった。横落堤の請負にあたって、役料二〇〇匁が郷中から井奉行に支払われていたが、それも郷中へ引き継ぐことになった。この事態に対し、大連彦兵衛（「我等」⁴¹⁾）は、三郎左衛門とは異なり不埒を働いていないと主張したところ、「郷中」も理解し、二年間の引き渡しになった。

二年後の天保二年には、「四貫貳百匁ニ⁴²⁾請負三郎左衛門」、その翌年にも「去年之通四貫貳百匁役料共彦兵衛引受」と、従前通り井奉行大連三郎左衛門と彦兵衛による横落堤の差配に戻った。

このように、第二期には、横落盛合は両大連主導でなされていたが、その勘定に不正があれば惣代や郷中が反発するようになった。そして、ついには横落盛合を含む横落堤の請負を郷中に任せるような事態も発生した。ただし、詳細は不明だが、年季が明け次第すぐに請負は大連の手に戻り、以降に同様の事態がみられなかったため、これは異例の措置であったと考えられる。

3 井奉行―惣代の連携

当該期には、成長した惣代の機能を井奉行が活用した面もみられた。寛政二年、福井藩預所役所と福井藩金津役所が藤杭代米を出さないといってきた。⁴³⁾ 藤杭代米とは、毎年関係領主が負担する鳴鹿大堰の修繕費用である。井奉行は「旧記」を持ち出して抗議し、役人らを説得するも聞き入れられなかったため、最終的に「御役所より郷中惣代として大村を被成御呼吟味被遊可被下候」と、惣代たち（中番・下兵庫・上番・上関・大味・東長田村の庄屋）に郷中の意見を代表する役割を期待した。惣代が役所へ行き意見する際には、

井奉行は、「鳴鹿普請最中」と他の業務があり立ち会えないとしており、業務を調整して同道せずとも惣代に意見の代弁を任せられるほど彼等への信頼があったと推察される。惣代は役所で、藤杭代米を領主が出さないということは今までにもなく、それを示す書付もないと抗議し、「残り村々も右之通二可有御座と奉存候」と他の村々の意見を代弁した。この後の展開は不明ではあるが、惣代は用水組合にとって困難な場面が生じた際に、井奉行と共に領主に抗議する機能を担うようになったのである。

井奉行は用水組合村々の説得を試みなくてはならない場面で、惣代の機能を利用することもあった。文化五年の「用水御用記録」の記述をみてみよう。⁽⁴⁴⁾

【史料3】

一、四月中旬用水役所より右之趣磯部郷訴出候段御尋有之、用水之義ハ先規ヲ専り候筈之処、新規二井口下ヶ候段訴も無之我俣之由、三郎左衛門へ被仰聞候、依之若用水差支候ハ、元形ニ可仕段書付樋爪村より取候⁽⁴⁵⁾役所へ差出可申ト下書被遣候、依之樋爪伊右衛門相役方へ呼寄印形可致段三郎左衛門申付候得共、印形不仕候二付、長田義助・大味七郎右衛門・東村伊右衛門・上番五郎右衛門・中番次郎吉相談仕候⁽⁴⁶⁾、右之者共樋爪村へ内談懸合ニ遣候⁽⁴⁷⁾処、承知仕候二付、六月下旬右之者共并樋爪村伊右衛門相役方へ寄候⁽⁴⁸⁾一札印形取申候

「右之趣」を磯部郷が訴え出た件について、用水役所からお尋ねがあった。「右之趣」とは引用した記事の前に書かれており、前年の鳴鹿堰と神明口の大破により一〇〇間ばかり下流で井口を掘り開けたいと福井藩領の磯部郷惣代二名が大連に願つてきたことを指す⁽⁴⁹⁾。これについて、用水役所は、磯部郷の村々が「新規二井口下ヶ」を願うことは「我俣」であるとし、もし用水が差し支えたら元に戻

すと約束する書付を樋爪村伊右衛門に書かせるように大連へ命じた。樋爪村伊右衛門とは、神明口の普請請負人を命じられた人物である⁽⁴⁶⁾。そのため、この箇条で問題になっている一〇〇間ばかり下流で切り明けようとしている井口は神明口であったと推察される。話を戻すと、大連彦兵衛は、樋爪村伊右衛門を三郎左衛門（相役）宅へ呼び寄せて、役所から命じられた内容を示す書付に印形を取ろうとしたが、樋爪村伊右衛門はいうことを聞かなかった。最終的に東長田・大味・東・上番・中番村の者に相談して、彼らを樋爪村に「内談懸合ニ遣」、印形をとらせた。⁽⁴⁷⁾（表2）によると、これらの村は惣代を輩出することが多く、また上番村五郎右衛門や中番村次郎吉、東長田村義助は前後の年で惣代を務めていたことが多いため、彼らは惣代になりうる人物であったことがわかる。井奉行は惣代に井下村々の説得を託すこともあったのである。

さらに、井奉行が経済的に困窮した際、惣代と「郷中」は彼等を支援した。⁽⁴⁷⁾これは世襲的に井奉行を務めた三家（両大連・土肥）全てに生じたことである。大連三郎左衛門は寛政三年、「三郎左衛門手前二少も咄不申候⁽⁴⁸⁾困窮之由申立、依之惣代村々より三拾匁御貸可被下候」と、「手前」（彦兵衛）に相談せず、困窮の次第を横落春寄合で惣代村々へ訴え、惣代村々から三〇匁を借りることになった。また、彦兵衛家については、寛政三年七月に当主であった彦兵衛が京都参詣中に病死した⁽⁴⁹⁾。翌月から息子の彦兵衛国政が家督を継いだ。寛政四年には、親の京都での病死により、「不慮之物入等相掛甚難儀」の状態にあった⁽⁵⁰⁾。そこで、「郷中惣代村」から一か村につき銀三〇匁を同年の横落盛合まで借りた。さらに、文政十一年、「金屋三五左衛門去年家買⁽⁵¹⁾零落仕甚難儀至極二付、惣代村々相揃候上、願出申二付、惣代村々二頼母子講願出候」と、井奉行土肥三五左衛門が零落したので、惣代の願いにより頼母子講が開かれ、一か村

あたり銀一五匁を抛出した。このように惣代は、土肥家の事例のように主体的に講を開くなど、井奉行の金銭的援助を行った。

第二期には、惣代の意向が組合運営に反映され、また井奉行も惣代に支援を要請するなど、惣代の機能は大幅に拡充した。しかし、当該期ははまだ井奉行が用水秩序の体现者であったことが重要である。享和元年（一八〇一）、鳴鹿大堰の普請請負人二名が普請の方法や賃金の増額について嘆願してきた際、井奉行は惣代村々を招集して、二人を説き伏せさせた。⁵³この時、惣代たちは「普請、大連様御差図次第相勤」るよう普請請負人を諭した。また、天保五年、神明井口に対し、井口の側に位置した樋爪村が新規の道橋をかけ、さらに川除けを行った。⁵⁴そこで、大連三郎左衛門方へ村々が寄り合い、相談の上、三名の者が樋爪村へ掛け合ったところ、和談となり新規の「川横堤取払」うこととなった。この際、「以後新規仕候時ハ、大連達之上可仕約定」を樋爪村との間で結んだ。このように、惣代や郷中の代表者らは、井奉行大連の指図や命令に従うよう用水組合村々へ説いており、用水秩序の体现者は井奉行であることが再確認されている。この点が次の第三期と大きく異なる点である。

四 天保八年以降の井奉行―惣代体制（第三期）

本章ではまず、天保八年から行われた福井藩による用水改革を概括した上で、井奉行―惣代体制にいかなる変化が生じたかについて論じていきたい。

1 福井藩の用水改革に伴う用水組合の再編

天保期の福井藩用水改革は、幹線十郷用水の取水口である鳴鹿大堰の取締り強化が図られたことに端を発したものである。毎年修繕

される鳴鹿大堰は領主立会のもと修繕普請の見分が行われていたが、福井藩用水奉行は関与せず、丸岡藩用水奉行のみが立ち会っていた。そのため、丸岡藩井奉行が不正を働くようになった。さらに、改革直前期には、福井藩側にも用水統制上の課題が露見した。福井藩山方役所（表奉行（勘定方最高位）支配）が井奉行に鳴鹿大堰における御用木流しを取り計らうよう命じたのに対し、大連三郎左衛門（支線十郷用水年番の井奉行）がこれに強固に反対した。大連は木を組んだ筏に鳴鹿大堰の上部を乗り越えさせると、堰の破損を招くと考えたと推察される。大連の姿勢は頑なであったため、勘定方では大連の処罰も諮られたものの、福井藩用水奉行（郡奉行支配）は大連を庇護し、大連の処罰は回避された。このように、表奉行側と郡奉行側の間で用水統制をめぐる見解の不一致がみられた。

以上を背景とし、天保八年四月、表奉行↓郡奉行↓用水奉行というルートで、鳴鹿大堰の修繕普請の見分とその修繕資材の改め作業に用水奉行が立ち会うことを求める家老の「御趣意」が伝えられた。福井藩用水奉行が鳴鹿堰普請業務に関与するようになると、鳴鹿堰の堰立て位置の変更が発覚した。鳴鹿大堰の堰立て位置は、先述した宝暦期争論の裁許で分石が打たれ、定められていた。天保期の堰立て位置変更は、経年変化によるものではあったが、福井藩への断りのないまま行われていたことが問題となった。これを知った福井藩用水奉行は、十郷用水の現状について積極的な情報収集を開始し、用水組合内部まで踏み込む改革を行った。このなかで、惣代をめぐる動きもみられたため、以下で論じていく。

天保八年五月、用水役所から惣代として適任の者を調べ提出するように命じられた際に、「兩人」（兩大連）が福井藩に提出した口上書の写し（「用水御用記録」所収）をみてみたい。⁵⁵

【史料4】

一、鳴鹿大堰所水戸合御見分之節当方よりも惣代として夫々之者指出候分二付、名前之所相調達候様被仰付、左之通御達申上候

口上之覚

御預所上番村 五郎右衛門

下関村 十兵衛

御領分金津御支配下

上関村 伊右衛門

同下領御支配下

下兵庫村 勘左衛門

中番村 藤井嘉右衛門

右之者共ハ袴縁上御免之者ニ御座候間、当年より十郷字鳴鹿御普請所普請出来候節、為惣代御指出被遊候⁵⁶も身分相応之者御座候、右之段御達申上候、以上

兩人

惣代として適任の者を書き上げるように命じられ、両大連は、「右之者共」が「袴縁上御免」の者であるから、鳴鹿大堰の見分に「惣代」として立ち会わせても「身分相応」であると用水役所へ上申したことがわかる。この後、五月一二日に彼等は呼び出され、「惣代役被仰付候」と、惣代に任じられた⁵⁶。また、天保八年は鳴鹿大堰の普請が遅れていた。通常は普請請負人が普請の指揮を行ったが、福井藩用水奉行は普請の進捗状況に鑑み、普請の指揮を惣代に命じた。その際、二屋村忠右衛門に同様の職務を任じており、この時点で六名が「惣代」に命じられたことがわかる。

そして、本改革は天保九年二月、用水役所から「御書付」が井奉行大連を通して出され、完成することになった。この史料は、す

に検討したため、ここでは惣代に関わる箇条のみ引用しておく。⁵⁸

【史料5】

①一、昨年御趣意を以被仰付候惣代六人当年より致省略、三人ツ、隔年二年番相勤可申事

②一、毎春十郷堰所破損見分二付、初登り之節⁵⁹井番頭、惣代并助役廿人ニ至迄不殘可罷出事

①条目では、惣代を六名が年番で務めるよう命じている。この際の人選は、〈表1〉〔22〕の通りで、【史料4】（〈表1〉〔19〕）で命じられた人たちと二屋村忠右衛門であったことがわかる（以下、「改革惣代」）。また、②条目では、鳴鹿大堰の破損見分の際に、井番頭（井奉行両大連）・惣代・助役全員が参加するよう命じており、惣代の職分の一部が明示されている。

ここで、本改革の影響を概括しておく、A鳴鹿大堰に関する普請業務に対し、福井藩用水奉行が監視を強めたと同時に、B惣代の助役を新設したり、鳴鹿大堰の普請請負人任命権を用水組合側から取り上げたりするなど、用水組合運営への介入がみられた。このうち、Aは幕末まで継続したが、組合運営に直結したBは早々に頓挫し、継続しなかった。このように組合運営に直結する改革Bは引き継がれなかったのである。改革Bに位置付けられる「改革惣代」のその後の展開をみると以下になる。まず、十郷用水の惣代は、「惣代村」として把握されてきた一方、「改革惣代」は人ごとに任命されたため、十郷用水の慣習に馴染まなかった。〈表1〉〔24〕は、天保一一年、横落堤崩れにより参集した村々であり、この時点で「改革惣代」メンバーとのズレがみられる。ただし、これは鳴鹿大堰とは直接的に関わりのない横落堤に関する業務であるため、「改革惣代」である必要がなく、旧来通りの惣代村が登場したとも考えられる。しかし、翌一二年の鳴鹿堰と神明堰普請所見分登り（表1〔25〕）

では、「惣代村廿壹ヶ村、外二当年番惣代中番村藤井嘉右衛門・上番村五郎右衛門兩人へ別配賦遣^④」とあり、鳴鹿大堰に関わる業務であっても、旧来通りの「惣代村」と「改革惣代」が二重に存在するようになったことがわかる。この後は、〈表1〉からもわかるように、「改革惣代」(22)が用いられた形跡は見当たらない。このように、「改革惣代」は旧来の用水組合の慣習と齟齬が生じたため、継続しなかった。

その一方、【史料5】②条目に着目すると、以下のように継続性がみられた。この箇条は、鳴鹿大堰の堰立て位置変更を、福井藩用水奉行が察知していなかったがために設けられたもので、本改革全体を概括した場合のAに位置付けられる。福井藩用水奉行は、この箇条を作ることで、毎年鳴鹿大堰の破損状況を見分した上で、宝暦裁許で定められた位置とは異なる場所に堰立てすることを用水組合に報告させたかったものと考えられる。なぜなら、これ以降、鳴鹿堰の破損見分後に十郷惣代が連印し井奉行が奥書した上で、鳴鹿堰堰立て位置変更の承諾を福井藩用水奉行に求める願書が提出されるようになるからである。この願書が提出された形跡は「用水御用記録」上では弘化四年(一八四七)まで確認できるため、【史料5】②条目の効果は継続したことがわかる。

以上から、福井藩は天保期の用水改革において、惣代を人的に把握し、その一部の職分を「御書付」に明記した。惣代の見分と用水奉行への報告機能が明確になり、その機能が維持されたという点においては、本改革の継続性を指摘できる。しかし、「改革惣代」の人的把握については、十郷用水の慣習と齟齬があり、旧来通りの「惣代村」に次第に戻っていった。

2 井奉行―惣代体制の変質

天保期の用水改革における「御書付」で機能が明確になった惣代は、井奉行と共に、用水秩序の体現者となっていく。

具体的には、用水組合村々から出される文書の宛先に井奉行と並び「惣代中様」と記されるようになった。これは用水改革直後からみられ、天保九年三月の鳴鹿大堰の普請請負証文は、普請請負人から「大連中様、郷中惣代・助役中様」へ出されている。^⑤ただし、助役は用水改革で新設されたものの、翌一〇年には用水奉行から罷免されたため、弘化四年の普請請負証文は、普請請負人から「大連中様、惣代中様」へと宛てられた。このように文書の宛先に惣代も含まれるようになった点が第二期以前と大きく異なる点である。

かかる状況は十郷用水村々だけではなく、領主も認めるところにあった。天保一三年四月、前掲〈表4〉で述べた通り、鳴鹿大堰の大規模修繕のため御普請が行われた。この際、十郷惣代から丸岡・福井両藩に対して出された請書のなかで、「井役共^者不及申、惣代共より三ヶ郷村々^{江茂}兼^而相心得居候様可申聞段被^⑥仰渡一統承知奉畏候^⑦」と、井奉行はもちろんのこと、惣代からも、十郷用水の村々に御普請を仕様帳通りに行うよう申し聞かせてほしいと用水役所から命じられたことがわかる。村々に用水組合のルールを守らせる機能を惣代も担うようになったのである。

惣代が井奉行と共に用水秩序の体現者となった背景には、もう一つの大きな変化があった。用水改革によって、鳴鹿堰の立会見分に福井藩も立ち会うようになったことは先に述べたが、これにより鳴鹿堰立会見分の際、「義式」が行われるようになっていった。^⑧天保八年の鳴鹿堰立会見分の際には、渡船場に福井・丸岡両役所の藩役人が控えたあと、「両大連帯刀^二御駕先^二立、其外鎗供之面々跡^二惣代并助役一刀^二一重羽織着御供同道」と、福井藩藩役人の籠

先に立つのは刀と脇差を差した大連で、その後ろに惣代と助役が一刀と羽織を身に着け参加した。見分の際、一番船には福井・丸岡用水奉行二名ずつと大連兩名、二番船には福井藩下領郡組(下級役人)・福井藩金津郡組、十郷惣代二名、三番船には丸岡藩下役二名と丸岡方井奉行・惣代が乗って見分を行った。このような儀式的な立会見分は幕末まで続いたとみられる。地域社会の人々の眼前で行われる儀式に、藩役人や井奉行と共に、惣代が参加したことは、用水組合村々が彼らを井奉行と共に用水秩序の体現者とみなした契機になったと考えられる。このように、大藩福井藩の用水改革によって、用水組合に身分制的秩序が持ち込まれるようになったのである。

以上の傾向からは、惣代が井奉行側へとその地位を上昇させたかのようにみえる。しかし、決してそうではなく、「郷中」が全体的に用水組合運営においてその発言力を増したために底上げがなされたと考えられる。嘉永期に神明口をめぐる、丸岡藩領樋爪・為安村と支線十郷用水(丸岡藩領八か村を除く)の間で争論が勃発した。係争中、「丸岡領井役」という意識を明確に持つ土肥・吉田と、支線十郷用水(丸岡藩領八か村を除く)側につく両大連は対抗意識を強めた。これにより井奉行四名で行っていた鳴鹿堰見分にも支障をきたした。嘉永二年閏四月に、両大連と土肥・吉田との間で多数交わされた書状によると、鳴鹿堰の実地見分を拒否する両大連と、通常通り実地見分を要請する土肥・吉田が反発し合っていたことがわかる。この際、土肥から両大連に宛てた書状のなかで、①「郷中」から通常通りの見分を終えて用水を引く準備をしたいといってきた、②「若又御出役難被成候ハ、用水取立郷中へ相任申度御座候、^(虫)「者御座候^(而)不宜候様奉存候」と、また大連が出役をしないようだったなら、用水の取立は郷中へ任せるよりほかなく、そうなるは良くないため、早々に出役してほしいと記されている。両大連は

土肥らに対し、②について、「御役前二^而如何御心得御座候哉、御太切之御普請郷中手俣被為致候^而、後日二至り何等之訳合出来候哉も難斗、右之趣能々御察被成候」という返状を遣わし、郷中に任せるようなことはあり得ず、「御役前」を心得るよう諭した。このように、井奉行の機能不全により、井奉行自身から「用水取立」業務を「郷中」に任すと記されるほど「郷中」の用水組合運営における存在感が増していたと考えられる。井奉行が実際に組合運営を「郷中」に任せようとしていたかについては明らかにし得ないが、当該期にこのような記述が井奉行自身の手で書かれていたことに注目したい。

その一方で、井奉行―惣代の関係性に着目すると、彼らの序列差は明確なものとなったこともまた重要である。乗船順や、身分表象の面においても、井奉行―惣代間には明確に序列差が引かれたのである。これは、前節で惣代にも「身分相応」という意識〔史料4〕が生じていたことから指摘できよう。

ではなぜ、福井藩は用水組合運営における機能を拡大させた惣代ではなく、依然として井奉行を必要としたのであろうか。これについては、用水にとつて重要な先例主義を示せる文書を井奉行が占有していたことが大きな要因であったと考える。この点については、用水組合村々が領主へ嘆願を行う際に、井奉行の家の文書を借り、嘆願を成功させたことを引き合いに出し、地域社会にとつて井奉行の文書が重要であったことが指摘されている。^(虫)本稿では、さらに領主にとつても井奉行の持つ文書が重要であったことを強調したい。たとえば、先述した嘉永期の神明口一件の際に、福井藩金津役所から両大連に対し、明和期の築争論で出府した惣代たちの選出経緯について問い合わせがあった。この際、「出入之江戸御用留一冊持参仕候処、暫貸呉候様御申二付、差上申候」と両大連が金津役所へ明和期の築争論の御用留を持参したところ、しばらく貸すよう藩役人

から命じられた。後日、「御右筆部屋より尋之趣^二（中略）、覚書先達^而借受候処、委敷相分り申候^⑦」と知らせがあり、福井藩祐筆部屋で両大連が提出した文書が書き写されたことがわかる。このように、両大連の持つ文書は地域にとっても領主にとっても重要であったのである。

ただし、惣代や「郷中」の機能が增える中で、嘉永期には文書公開の兆しもみられた。先述した嘉永期の神明口一件の直後、「諸雜用決算帳面出来二付、十郷惣代より達出候二付」と、訴訟の入用帳面が完成したと十郷惣代から知らされたため、十郷用水側で争った三五か村庄屋一名ずつへ触れ出し、惣代一名が揃った上で、「決算帳披露」がなされた^⑧。その後も帳面を写し取る人々が来た。ただし、「諸帳面不残当宅預候」と、結局のところ帳面を所持したのは大連家であった。しかしながら、惣代から文書の公開が村々へ知らされ、書き写されたことは、これ以前の十郷用水に鑑みると異例のことであった。このような井奉行にとって最重要となる文書の占有とそれによる先例の体现者という機能は、嘉永期に至って減退する兆しがみられたのである。

おわりに

本稿では、主に惣代の機能の変化に着目しながら、井奉行と惣代、さらには郷中の関係性の変容をみてきた。

支線十郷用水の惣代は、元文五年が初出であり、「惣代村」の代表者であった。第一期は、平常時の用水組合運営における機能が少なく、それらは幹線十郷用水の取水口・鳴鹿大堰に関するものに集中していた。惣代は、訴訟を通して機能を増やしていった。宝暦・明和期と大規模な争論が頻発し、井奉行の職務も増大するなかで、

惣代が井奉行の業務を補完するようになっていった。第二期以降、大幅に惣代の役割が増加したことからみても、明和期の争論を十郷惣代の台頭の画期とする西氏の見解に同意する^⑨。しかし、氏は以下にみるような福井藩の天保期の用水改革とその影響を看過している^⑩と考える。

本稿では、天保八年の福井藩による用水改革を画期とし、第三期を設定した。なぜなら、この改革が用水組合運営に様々な影響を間接的に及ぼしたからである。惣代についてみると、この改革により、支線十郷用水の慣習には馴染まない人単位の「改革惣代」が設定された。福井藩は用水組合運営に関する諸改革については、監視を継続しなかったため、「改革惣代」と「惣代村」の併用期を経たのち、次第に従前の「惣代村」に移行した。このように、惣代に関する改革には断絶面もみられた。一方、福井藩が用水組合再編を達した「御書付」で惣代の機能が明確になったことと、この改革によって成立した鳴鹿大堰の見分「義式」に井奉行と共に惣代も参加するようになったことによって、用水秩序の体现者が井奉行・惣代となり、用水組合村々から提出される文書の宛先に井奉行と惣代が併記されるようになったことは大きな変化である。郷中も、第二期から継続して用水組合運営において発言力を増していった。しかし、見分儀式の席次や帯刀などの身分表象の面では、惣代は井奉行と差をつけられたため、井奉行―惣代の身分差は明確なものになった。

このように井奉行の地位をとって代わる動向が領主からも、また地域からもみられなかった背景には、文書集積による権威があったと考えられる。文書集積による権威は、先例主義と文書主義が特に重要であった用水組合における中間層の特徴であると考ええる。このような井奉行の文書占有に拠る組合運営の特徴は、荒川流域における組合運営の担い手の増加とそれによる文書の分割管理と異なる点

である。

最後に、「大藩周縁地域」における村連合の地域運営の特徴をまとめておく。第二期までは、惣代村や郷中が井奉行の不正に反発するなど、用水組合運営における彼等の発言力は順調に増大していった。そのような状況下で、大藩福井藩の用水改革が行われた。用水組合運営に直結する改革は、継続しなかった一方で、身分制社会特有の序列関係が用水組合に影響を及ぼすことになった。中間層内部に働く身分制的な序列関係が藩領を対象とした研究で指摘されてきたことを踏まえると、大藩福井藩の改革によって藩領特有の秩序が用水組合運営に影響を及ぼしたことは注目に値する。そして、この改革を契機として、地域社会の人々の眼前で行われるようになった儀式に、井奉行と共に惣代が列したことで、惣代が用水秩序の体现者として証文上に現れるようになったのである。しかし、井奉行―惣代の関係性でみれば、この儀式において、両者の身分差は明確になった。こうして惣代の機能は近世を通して増大したものの、井奉行の地位はとって代わられることなく、井奉行―惣代体制のまま近代を迎えることになったのである。

注

- (1) 久留島浩『近世幕領の行政と組合村』（東京大学出版会、二〇〇二年）。
- (2) 藪田貫『新版 国訴と百姓一揆の研究』（清文堂、二〇一六年）、旧版一九九二年。
- (3) 志村洋「藩領国家の地域社会」（渡辺尚志編『新しい近世史④ 村落の変容と地域社会』（新人物往来社、一九九六年）、同「近世後期の地域社会と大庄屋制支配」（『歴史学研究』七二九号、一九九九年）。
- (4) 吉村豊雄『日本近世の行政と地域社会』（校倉書房、二〇一三年）、今村直樹『近世の地域行政と明治維新』（吉川弘文館、二〇二〇年）など。

- (5) 野尻泰弘『近世日本の支配構造と藩地域』（吉川弘文館、二〇一四年）、一七頁。

- (6) 用水組合について地域社会史研究に位置付けたものには、渡辺尚志『豪農・村落共同体と地域社会―近世から近代へ』（柏書房、二〇〇七年）、第四章などがある。

- (7) 喜多村俊夫『日本灌漑水利慣行の史的研究 総論篇』（岩波書店、一九五〇年）。

- (8) 川島孝「近世河川灌漑における用水組合の研究―河内国旧大和川筋築留樋組の場合」（『ヒストリア』六二号、一九七三年）。

- (9) 貝塚和実「近世水利秩序の構造と展開―武蔵国横見郡を対象として―」（『埼玉県史研究』二五号、一九九〇年）。

- (10) 立正大学古文書研究会『近世後期の用水堰組合と用元・惣代役―荒川奈良堰用水組合を事例として―』（立正大学古文書研究会、二〇〇七年）。

- (11) 工藤航平『近世蔵書文化論―地域〈知〉の形成と社会』（勉誠出版、二〇一七年）、第八章。

- (12) 本稿では利水を目的とした組合を対象とするが、治水を目的とした組合については、領主権力によって上から設定される性格が強かったため、領主の影響についても検討されている（貝塚和実「近世普請組合の機能と性格―利根川自普請組合を中心に―」（『埼玉県史研究』一七号、一九八六年）。

- (13) 西（中野）節子「十郷用水における近世的用水管理体系の成立」（『金沢大学法文学部論集 史学篇』二〇号、一九七三年）。

- (14) これらの史料は、「用水御用記録」（国文学研究資料館越前史料、一二八六―一二九七）、「家秘簿」（同、七〇四―七〇九）として謄写本が残されている。これらを典拠として示す場合には、便宜上、史料名と冊子番号（国文学研究資料館越前史料版）のみを示すこととする。なお、「用水御用記録」については、謄写本には、延享三年から寛政三年、天保八年から万延元年のものがあり、間の寛政三年から天保七年のものは福井県文書館

写真帳にある（寛政三年～天保七年）「〔御用日記〕」（大連彦兵衛家文書、C〇〇一三―〇〇一三六）を用いた。

- (15) 井奉行については、黒滝香奈「井奉行の職掌―十郷用水の管理・運営を担う人々―」（『若越郷土研究』六六巻一号、二〇二二年）。なお、井奉行の設置背景については不明な点が多い。慶長二年「定（堀秀治定書）」（大連彦兵衛家文書、〇〇〇二四）には、「十郷井水鳴鹿横落普請之儀、如先規大連可申付候」とあり、すでにこの時点で大連が「如先規」十郷用水の普請を管理していたことが記されている。このような経緯で大連は近世に入り「井奉行」と称され、用水管理をする役職を「井奉行」と称するようになったと考えられるが、慶長二年より前の状況は不明である。

- (16) 「用水御用記録」四、六月二四日条。

- (17) （寛政三年～天保七年）「〔御用日記〕」（大連彦兵衛家文書、〇〇一三六、五月条。

- (18) 前掲註17史料、四月条。

- (19) 「用水御用記録」八、三月六日条。

- (20) 「用水御用記録」三。

- (21) 「用水御用記録」一～二。

- (22) 明和期の築争論については「家秘簿」四。

- (23) 「家秘簿」四。

- (24) 「用水御用記録」二、三月晦日条。

- (25) 「用水御用記録」四、三月二〇日条。

- (26) 「用水御用記録」四、三月七日・九日条。

- (27) たとえば「用水御用記録」五、天明六年三月一四日・二四日条では、大連三郎左衛門宅で行われていた。

- (28) 「用水御用記録」四、五月一日条。

- (29) 村役人層に限らない惣代村の意見の取りまとめ方法については、基本的にはこうした寄合を通して行っていたと考える。しかし、これは井奉行の「用

水御用記録」を根拠にしているため、井奉行が把握しているものしか記されていない。第三節二項の寛政四年の事例の惣代の行動をみると、井奉行が把握しない惣代村の寄合があったことも想起される。

- (30) 「用水御用記録」五、七月六日条。

- (31) 「用水御用記録」五、八月九日条。

- (32) 「用水御用記録」四、六月三日条。

- (33) 前掲註17史料、五月一九日条。

- (34) 「用水御用記録」五、六月二日条。

- (35) 惣代の手当については、定期的な給金はなかったものの、寄合に出向く際の諸雑費は、横落盛合で勘定され支払われていた。たとえば寛政二年には、上関村弥五右衛門に「鳴鹿行之節丸岡二而雜用」として約銀五〇匁一分余りが支給されていた（寛政二年「十郷横落堤諸色村々割賦帳」大連彦兵衛家文書、〇〇〇八八）。

- (36) 前掲註17史料、三月二九日条。

- (37) 「用水御用記録」五、十〇月廿四日条の前の条。

- (38) 前掲註15黒滝論文。享保期には、「惣代村」は存在しないが、村々の代表者の参会など、何らかの形で組合運営に郷中の意思が反映されていた可能性は高い。しかし、こうした動向は「用水御用記録」のような組合運営に関わる日々の記録が付けられるようになってからしか読み取れず史料的な制約がある。今後の課題としたい。

- (39) 前掲註17史料、三月五日条。

- (40) 「用水御用記録」では、「我等」が両大連家を指す場合と、彦兵衛と家督を継ぐ息子を指す場合とがある。ここでは後者の意味でとっている。

- (41) 前掲註17史料、二月一四日条。

- (42) 前掲註17史料、三月一日条。

- (43) 「用水御用記録」五、三月二七日～四月一〇日条。

- (44) 前掲註17史料、四月下旬条。

- (45) 前掲註17史料、二月下旬条。
- (46) 前掲註17史料、三月八日条。
- (47) 土肥家や三郎左衛門家の一時的な経営悪化は看取できるが、彦兵衛家は享和三年時に約一六石（三郎左衛門家は約二〇石、慶応期に約三六石まで所持高を増やした（前掲註15黒滝論文）。同家に地主経営に関わる史料は現在のところ見当たらず、同家がどれほど農業経営の努力をしていたかは不明である。ただし、少なくとも彦兵衛家の経営は、寛政四年に当主の京都での死亡による不慮の逼迫はあったものの、基本的には安定していたと考える。よって、井奉行全体としてみた場合、彼らの経営不調が惣代の進出の隙を作ったという可能性はないと考えられる。
- (48) 「用水御用記録」五、三月一二日条。
- (49) 「用水御用記録」五、七月一八日条。
- (50) 前掲註17史料、三月中旬条。
- (51) 前掲註17史料、三月一八日条。
- (52) 前掲註17史料、四月六日条。
- (53) 前掲註17史料、五月二六日条。
- (54) 天保の用水改革に関する記述は特に断りのない限り黒滝香奈「天保期の福井藩用水改革と地域社会」（『歴史評論』八八九号、二〇二四年）。
- (55) 「用水御用記録」六、五月条。
- (56) 「用水御用記録」六、五月一二日条。
- (57) 「用水御用記録」七、六月二〇日条。
- (58) 前掲註54黒滝論文。
- (59) 「用水御用記録」七、二月「覚」。
- (60) 福井藩は天保八年改革で惣代の下役として助役を新設したが、同一〇年には罷免した。
- (61) 「用水御用記録」八、二月一六日条。
- (62) 「用水御用記録」一〇、弘化四年四月「乍恐口上書を以奉願上候」。なお、

- 弘化五年から嘉永五年にかけて、神明口一件（本文中に後述）が生じており、争論中は、通常の鳴鹿大堰に関する普請業務の記録が乏しいこと、嘉永六年の代替わり後の当主は「用水御用記録」に、用水業務よりも近世を通じて担っていた春日神社社守の記録を多く残したことにより、同様の願書は弘化五年以降、確認できなくなったと推察される。
- (63) 「用水御用記録」七、三月二五日「引請申請負証文之事」。
- (64) 天保一三年「指上申御締方一札之事（十郷用水普請二付）」（大連彦兵衛家文書、〇〇一三二）。
- (65) 「用水御用記録」六、天保八年六月二五日条。
- (66) 彦兵衛は、文政一〇年に「桐御紋御上下」を福井藩から拝領した（前掲註17史料）ので、おそらくこの時は袴を着て参加したと考える。
- (67) この時期は、丸岡藩井奉行が謹慎中であつたために、船の順位が惣代より低かったとみられる。弘化四年には、丸岡藩井奉行は丸岡藩役人と二番舟に乗り、惣代は四・五番舟に分かれて乗った。
- (68) 嘉永二年「大連分取遣書状写」（土肥家文書、〇〇〇八三）。
- (69) 前掲註15黒滝論文。
- (70) 「用水御用記録」一一、嘉永五年八月二六日条。
- (71) 「用水御用記録」一二、挟み込み史料が落丁したものであるため年月日未詳。
- (72) 「用水御用記録」一二、嘉永六年三月二〇日条。
- (73) 前掲註13西氏論文。
- (74) 前掲註54黒滝論文。
- (75) 前掲註11工藤論文。

〔査読を含む審査を経て、二〇二四年十二月十九日掲載決定〕

（一橋大学大学院社会学研究科ジュニア・フェロー）